

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 刑事実務の基礎 (旧) 刑事裁判実務の基礎	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	松本 佳郎

授業目的	教科書等を通じて学んだ平面的な知識をもとに、簡単な設例を素材として、実務家がどのように事件を解析し、法を適用し、手続を進めていくのかについて、いわば立体的に刑事事件、刑事裁判をとらえる。事案の全てにおいて、法律の根拠規定、判例に照らし合わせ、実際の事件において作成し使用した資料等を素材として検討することにより、生きた法を学ぶ。
達成目標	旧司法試験の口述試験に対応できるレベルにまで達すること

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	現行犯逮捕に関する諸問題	現行犯逮捕の要件、準現行犯職務質問、所持品検査の限界 私人による現行犯逮捕とその後の手続
	2	任意同行と逮捕の始期	任意捜査の限界 実質的逮捕の時期 判断要素
	3	通常逮捕に関する諸問題	逮捕の理由と逮捕の必要 逮捕状の有効期間 緊急執行
	4	逮捕前置と違法な逮捕を前提とする勾留請求	逮捕前置主義 違法な逮捕と勾留請求 その後の違法収集証拠排除則
	5	勾留の要件	住所不定 罪証隠滅のおそれ 逃亡のおそれ
	6	勾留期間の延長	勾留延長の必要 やむを得ない事由とは
	7	捜索・差押えに関する諸問題	被疑事実との関連性 差押え目的物の特定
	8	捜索場所に居合わせた第三者の身体等に対する捜索	令状の効力の及ぶ範囲 被疑事実との関連性 身体検査令状の要否
	9	起訴状一本主義	起訴状に他の文書の内容を引用記載することの許否 起訴状に前科、悪経歴等を記載することの許否 単なる余事記載の取り扱い 略式命令不相当として通常手続に移行した場合の起訴状一本主義
	10	訴因変更の可否及び要否	窃盗教唆→窃盗→贓物故買への変更 窃盗教唆の訴因を窃盗に変更したが無罪判決がなされ、それが確定した後に贓物故買の事実により起訴することの可否
	11	自白の任意性、情状事実、アリバイの証明手続	厳格な証明と自由な証明 自白の任意性の存否の証明手続 証明力を争う証拠の意義 情状事実、アリバイの証明手続
12	自白の補強法則	補強証拠が必要な事実の範囲 補強証拠としての証拠能力 補強証拠に必要な証明力の程度	

	13	被告人が複数ある場合の証明手続	共同被告人の証人適格 被告人が数人ある事件の証拠調べ 再伝聞、再々伝聞供述の証拠能力
	14	法321条1項2号書面をめぐる諸問題	相反供述 司法警察員の調書を引用した検面調書
	15	事実認定の実際	大阪南港事件を題材にして、事実認定の仕方、あり方を考える。
授業方法・ 予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	設例を元に、問題となる諸点について、実務家の観点から、法及び判例をふまえて解説する。 設例については、予め前週に渡し、事例について検討し、適用法令について予習しておく。 適当に2～3の設例を選んで、論文を書いて貰い、法律的な思考、論述のあり方について学ぶ。 全ての授業においては、頻回に質問し、或いは議論を求め、内容を深化していく。		
評価方法と 評価基準 (期末試験、 レポート、 ディベート 等)	出席、授業における回答の様子、議論への参加等の積極性について 20% レポートについて 30% 試験について 50%		
テキスト 独自教材	実務のための刑事訴訟法 (日世社 井阪博著) 刑事訴訟法教材 (東大出版会 平野龍一ほか)		
参考書	判例百選		